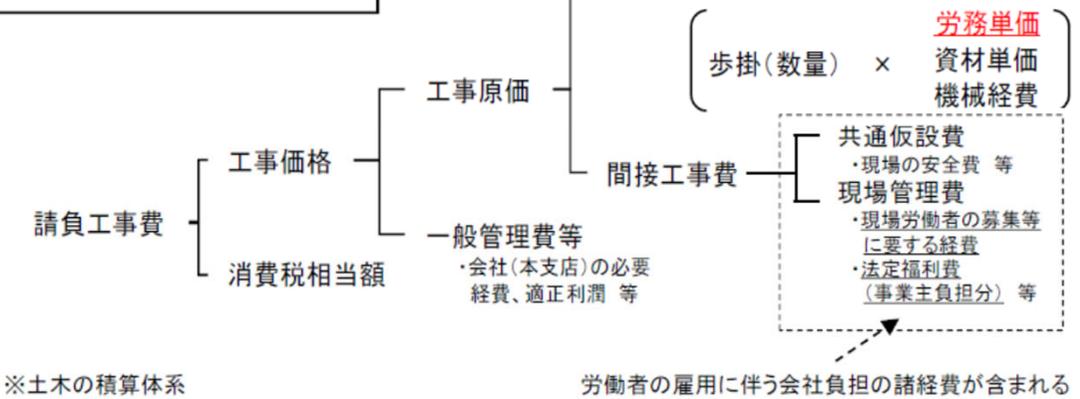


公共工事設計労務単価の概要

公共工事設計労務単価の概要

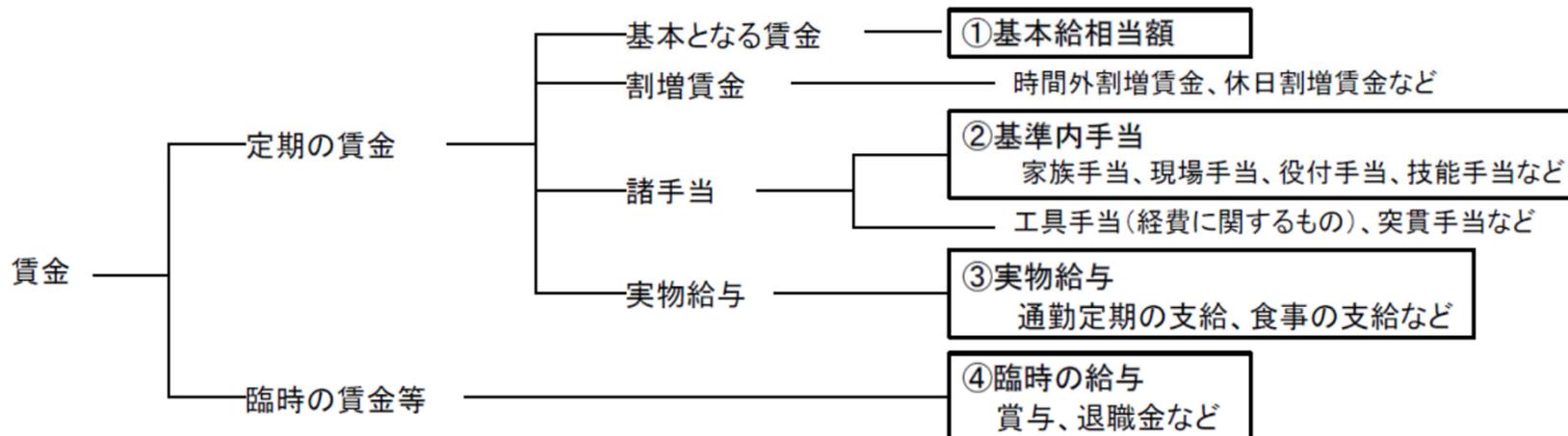
- 性格: 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- 法令: 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- 改定: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。
- 留意事項:
 - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
 - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
 - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系[※]



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比 ; +6.0%

主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比 ; +5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

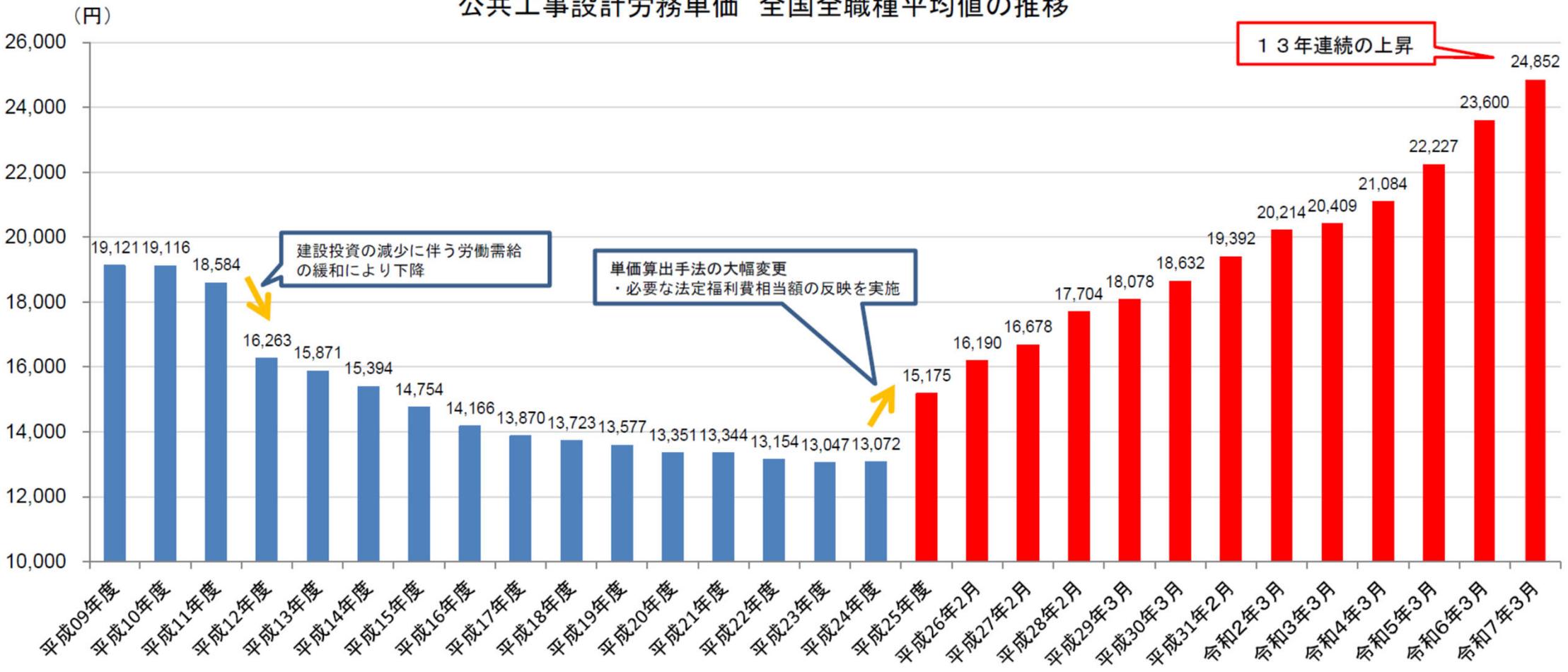
主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手(一般)	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手(特殊)	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価について 国土交通省

令和7年10月1日(水)
 労務費調査等近畿地方連絡協議会

令和7年3月1日から新しい公共工事設計労務単価を適用する。

単価変動について



全職種平均

主要12職種平均

全 国	令和6年3月比;	+6.0%
近 畿	令和6年3月比;	+8.9%
全 国	令和6年3月比;	+5.6%
近 畿	令和6年3月比;	+6.2%

(主要12職種)

職種	全国		近畿		職種	全国		近畿	
	平均値	令和6年度比	平均値	令和6年度比		平均値	令和6年度比	平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.3%	26,357円	+6.2%	運転手(一般)	24,605円	+4.7%	23,986円	+6.2%
普通作業員	22,938円	+4.9%	23,086円	+6.3%	型枠工	30,214円	+4.4%	30,143円	+4.8%
軽作業員	18,137円	+6.7%	16,714円	+6.3%	大工	29,019円	+4.5%	29,000円	+9.4%
とび工	29,748円	+4.3%	28,057円	+4.9%	左官	29,351円	+6.6%	28,057円	+4.8%
鉄筋工	30,071円	+5.7%	28,214円	+6.1%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.4%	17,671円	+6.6%
運転手(特殊)	28,092円	+4.4%	26,057円	+6.2%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.4%	14,857円	+6.6%

注)金額及び伸率は単純平均値で算出

公共事業労務費調査とは

農林水産省及び国土交通省では、公共工事の発注の際に工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。

この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和45年から毎年定期的に実施されています。

調査対象工事	<ul style="list-style-type: none">・二省（独立行政法人、特殊会社等を含む）、都道府県および政令指定都市等所管の公共工事等です。
調査月	<ul style="list-style-type: none">・10月の賃金を調べます。・ただし、一定基準に該当する労働者のみ、9月の賃金を調べます。
調査対象労働者	<ul style="list-style-type: none">・調査月において、調査対象工事に従事した労働者です。・元請企業、下請企業（警備会社を含む）を問わず、<u>調査対象職種（51職種）</u>に該当する全ての労働者が対象です。

調査対象職種（51職種）

調査対象職種（51職種）は、以下のとおりです。

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	14	運転手（特殊）	27	* 普通船員	40	* タイル工
02	普通作業員	15	運転手（一般）	28	* 潜水士	41	* サッシ工
03	軽作業員	16	* 潜かん工	29	* 潜水連絡員	42	* 屋根ふき工
04	* 造園工	17	* 潜かん世話役	30	* 潜水送気員	43	* 内装工
05	* 法面工	18	* さく岩工	31	* 山林砂防工	44	* ガラス工
06	とび工	19	* トンネル特殊工	32	* 軌道工	45	* 建具工
07	* 石工	20	* トンネル作業員	33	型わく工	46	* ダクト工
08	* ブロック工	21	* トンネル世話役	34	* 大工	47	* 保温工
09	電工	22	* 橋りょう特殊工	35	* 左官	48	* 建築ブロック工
10	鉄筋工	23	* 橋りょう塗装工	36	配管工	49	* 設備機械工
11	* 鉄骨工	24	* 橋りょう世話役	37	* はつり工	50	交通誘導警備員A
12	* 塗装工	25	土木一般世話役	38	* 防水工	51	交通誘導警備員B
13	* 溶接工	26	* 高級船員	39	* 板金工		

*は38職種を示す（サンプル数が少ないため、9月も調査対象となる工種）

調査対象労働者と調査対象月

表-3-1 調査対象労働者と調査対象月

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
<p>← 9月の賃金計算期間 → ← 10月の賃金計算期間 →</p> <p>(10月から従事)</p>	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
<p>(9月、10月とも従事)</p>	51職種に該当する労働者	10月の賃金を調査
<p>(9月まで従事)</p>	38職種に該当する労働者	9月の賃金を調査

⇒ 調査対象工事に従事した期間 調査対象月

調査対象職種（51職種）に該当する労働者の10月の賃金を調査します。

38職種の場合は9月も対象とします。

38職種で9月、10月とも従事していた場合は、10月の賃金のみ提出してください。

(9月の賃金の提出は不要です)

調査の対象とならない労働者

以下のいずれかに該当する労働者は調査の対象外となります。

- ① 調査対象職種（51職種）に該当しない労働者
- ② 会社の役員
- ③ 賃金と経費（材料費、機械経費、燃料代など）の分離ができない労働者
- ④ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者 等）
- ⑤ 工事に直接携わらない労働者（事務員、営業職 等）
- ⑥ オペレーター付きクレーンリースの運転手
- ⑦ アスベストの除去作業に従事している労働者
- ⑧ 外国人研修生・技能労働者
- ⑨ 見習い・手元等
- ⑩ 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者
- ⑪ 本調査によらず別途調査が行われている職種（橋りょうや機械設備等の工場製作に関わる労働者等）

<労務費調査の対象となる労働者>			<対象外となる労働者>
調査対象職種（51職種）			51職種以外の労働者
役員所得と労働者賃金を分離可能	賃金と経費を分離可能	普通作業員 軽作業員 トンネル作業員に該当	本調査によらず別途調査が行われている職種
企業の役員	賃金と経費が分離不可能	見習い、手元等	現場技術者 事務員、給食担当者等
			年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者

調査票に記入する工事の選定

調査対象期間の1 か月間に、調査対象工事以外の工事（民間発注工事や調査対象工事でない公共工事）で得た賃金も含め、賃金計算期間全体（1ヶ月間）の賃金、労働日数・時間等を表-4-2 を参考にして、調査票に記入してください。

調査票に記入するのは
1ヶ月間分です
(調査対象工事以外も
含む)

表-4-2 就労工事の別と調査票に記入する賃金等

就労工事の別	調査票に記入する賃金及び労働日数・時間
調査の対象となる「賃金計算期間」に、調査対象工事以外の工事にも就労していた労働者の場合	<p style="text-align: right;">賃金締切日 →</p> <p>← 労務費調査の対象となる賃金計算期間（1か月間） →</p> <p>民間発注工事 調査対象工事 調査対象以外の公共工事</p> <p>調査対象工事の「調査票」及び「手当の内訳票」には、調査の対象となる「賃金計算期間全体（1か月間）」についての賃金及び労働日数・時間を記入する。</p>
調査の対象となる「賃金計算期間」に、複数の調査対象工事に就労していた労働者の場合	<p style="text-align: right;">賃金締切日 →</p> <p>← 労務費調査の対象となる賃金計算期間（1か月間） →</p> <p>民間発注工事 調査対象工事その1 調査対象工事その2</p> <p>調査対象工事の内、就労期間の長い「調査対象工事その2」の「調査票」及び「手当の内訳票」に、調査の対象となる「賃金計算期間全体（1か月間）」についての賃金及び労働日数・時間を記入する。（「調査対象工事その1」の調査票には、記入しない。）</p>

- ※ 調査対象期間内に調査対象工事に1日でも従事したら一か月分の賃金を記入します。
- ※ 賃金計算期間に調査対象工事に全く従事していない労働者は調査の対象になりません。
- ※ 企業で複数の調査対象工事に該当した場合は図-4-1 を参照してください。
- ※ 調査対象工事に従事した期間の分のみを抜き出して記入したり、同一の労働者について複数の調査票に記入したりすることのないようにしてください。

複数の調査対象工事に該当する場合

従事する労働者が異なる場合

工事 A (オンライン調査) 工事 B (書面調査) 調査票 A (オンライン調査) 調査票 B (書面調査)

従事する労働者が異なる場合、すべての工事で調査票を作成してください。
それぞれ、調査票を作成した工事の調査にご協力ください。（A オンライン調査、B：書面調査）

従事する労働者が一部異なる場合

工事 A (オンライン調査) 工事 B (書面調査) 調査票 A (オンライン調査) 調査票 B (書面調査)

複数工事に従事した労働者（労働者 a）はどちらか一つの調査票にだけ記入してください。
それぞれ、調査票を作成した工事の調査にご協力ください。（A：オンライン調査、B：書面調査）

従事する労働者が全て重複する場合

工事 A (オンライン調査) 工事 B (書面調査) 調査票 A (オンライン調査)

複数工事に従事した労働者（労働者 a、b）はどちらか一つの調査票にだけ記入してください。
その結果、記入する労働者がなくなった場合には調査票を作成する必要はありません。
その場合、調査（工事 B）にご協力いただく必要もありませんので、元請（工事 B）にその旨（工事番号等）を報告してください。

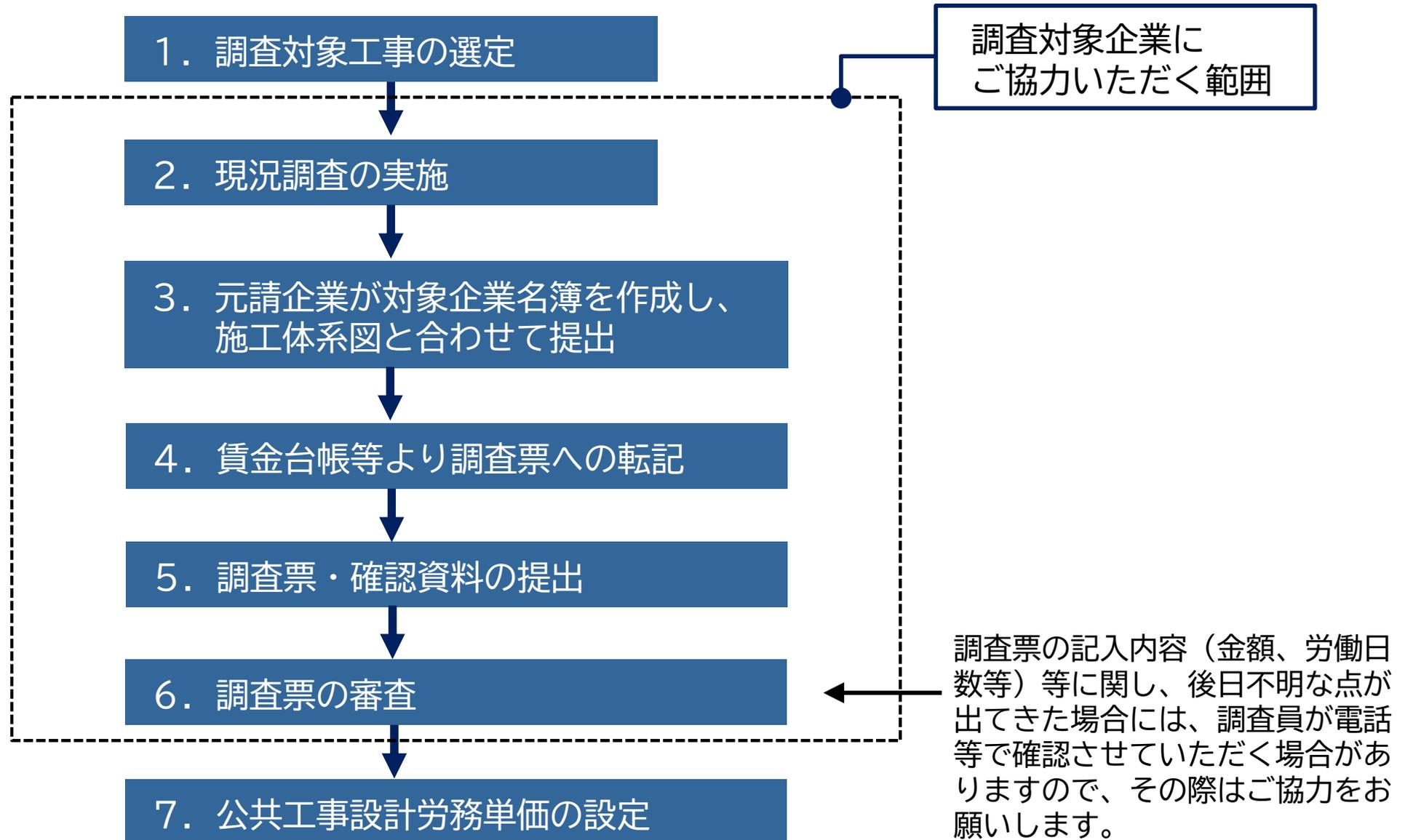
※ 複数工事に従事した労働者は、主に従事した調査対象工事の調査票に記入してください。

※ 従事する労働者が全て重複する場合は、片方の調査票にまとめて記入してください。

提出するデータは、
労働者一人につき
1 データのみです

図-4-1 複数の調査対象工事に該当した場合の調査票の作成について

労務費調査のながれ



作成・提出いただく資料

調査票および確認資料の提出をお願いします。
調査票上の数値を確認資料で確認出来ない場合は無効データとなってしまう場合があるため、必ず確認資料もあわせて提出してください。

調査票

確認資料

様式-1 賃金調査票

必須

様式-2 各種手当での
内訳票

手当ある
場合のみ

様式-3 年計票（労働日数・
臨時の給与）

場合により
提出不要※

様式-1-1 補足調査票

必須



就業規則 等

手当の支給に関する資料

賃金台帳、賃金日計表

作業日報（調査月分）

出勤簿、年次有給休暇管理簿 等

被保険者報酬月額算定基礎届

免許証もしくは資格者証等

…

…

※ 過去1年間に臨時の給与の支払いがなく、
有給休暇の制度がない場合のみ様式-3の提出は不要

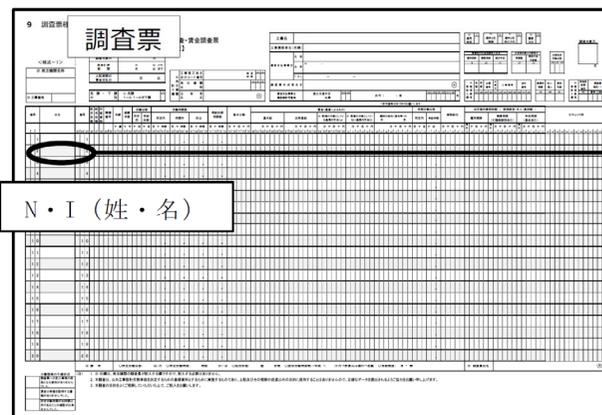
調査票と確認資料の提出時の注意点

1. 個人情報適切な取り扱いのため、調査票と確認資料には「**氏名**」を記載せず、「**イニシャル（姓・名）**」を記載いただくよう、お願いいたします。

2. 確認資料は複数ありますので、それぞれの資料ごとにホチキス等で綴じていただき、右肩に①～⑭の資料番号を記載いただくよう、ご協力をお願いいたします。
なお、調査票は綴じていただく必要はございません。

(調査票の例)

1 調査票にイニシャル（姓・名）を記載しているか



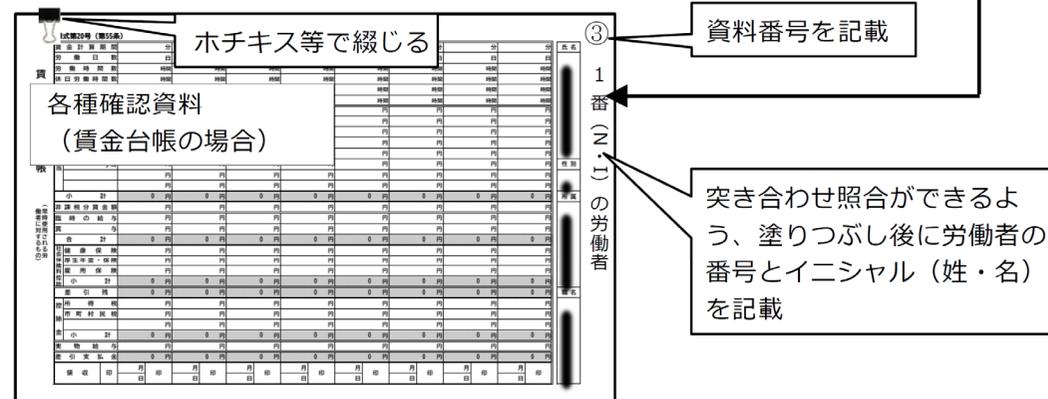
調査票

N・I（姓・名）

(確認資料の例)

1 確認資料の氏名をイニシャル（姓・名）に変更しているか

2 確認資料をホチキス等で綴じ、右肩に①～⑭の資料番号を記載しているか



各種確認資料
(賃金台帳の場合)

ホチキス等で綴じる

資料番号を記載

③

1番(2)の労働者

突き合わせ照合ができるよう、塗りつぶし後に労働者の番号とイニシャル（姓・名）を記載

氏名等の個人情報以外は
マスキングしないでください。
例えば、金額、法定福利費控
除額、基礎算定届の等級など。

調査票と確認資料の提出時の注意点

【賃金台帳の抜粋について】

賃金台帳については冊子での提出ではなく、対象となる労働者部分のみの抜粋の提出で問題ありません。ただし、抜粋にあたっては以下の3点の内容が必ず読み取れるようにしてください。

- ・ 調査月分であること
- ・ 法定福利費控除額が確認できる資料であること
- ・ 過去1年間に臨時の給与を支給していた場合は、臨時の給与の支払月分も含むこと

【就業規則の抜粋について】

就業規則については冊子での提出ではなく、以下の4か所の抜粋の提出で問題ありません。

- ・ 表紙（会社名が記載されている箇所）
- ・ 勤務（労働時間・休憩時間・休日分かる箇所）
- ・ 休暇（有給休暇分かる箇所）
- ・ 賃金（基本給、手当、割増賃金、給与の差引、実物給与、臨時の給与分かる箇所）